お知らせ・募集

くわしくは浦添市ホームページへ

税金・保険・年金

乗っていないバイク・軽自動車は3月までに抹消を！

問 市民税課 内線2211、2212

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在でバイク・軽自動車を所有している人に納税義務があります。登録・名義変更・住所変更・廃車などの手続きは3月までに済ませましょう。

車種により問い合わせ窓口が異なります。左の表でご確認ください。

車　種	受付場所
・原付バイク（50cc～125cc） ・小型特殊自動車 ・ミニカー	浦添市役所 市民税課 軽自動車税係 ☎(876)1273
・軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050(3816)3126
・二輪（126cc以上）	陸運事務所 ☎050(5540)2091

《原付バイクの手続きに必要なもの》

●新規登録
販売証明書（または廃車証明書）、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更（浦添市ナンバー）
標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、自賠責保険証明書

●名義変更（他市ナンバー）
標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、ナンバープレート、自賠責保険証明書

●抹消（廃車）
標識交付証明書、ナンバープレート、名義人の印鑑

※バイクの手続きの際は、届出人（窓口に来る人）の本人確認を行いますので、身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

※未成年（19歳未満）の人が新規登録、名義変更される場合は保護者が記入した「同意書」の提出も必要です。

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 資産税課 内線2261、2265

地方税法第416条第1項の規定により、令和2年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。この機会に、ご自身の資産と他の資産を比較して、その資産が適正に評価されているか、ご確認ください。

なお、期間を過ぎると縦覧できなくなりますので、ご注意ください。

縦覧できる人	・市内の土地または家屋の納税者・納税管理人 ・代理人（納税者からの委任状が必要です）
縦覧場所	浦添市役所2階　資産税課窓口
縦覧期間	4月1日（水）～30日（木）（土日・祝日を除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
必要なもの	納税通知書または運転免許証などの本人確認できるもの ※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状
手数料	無料

令和2年度の固定資産税納税通知書の発送

問 資産税課 内線2261、2265

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届いたら内容の確認をお願いします。納税通知書が届かない場合には、資産税課まで問い合せください。

第2回不動産インターネット公売中止のお知らせ

問 納税課 内線2322、2324

広報うらそえ2月号掲載の売却区分番号1-2-1浦添市宮城二丁目1522番の土地の公売は中止しました。

暮らし・環境・福祉

バスなび沖縄（沖縄本島路線バス総合案内システム）

問 都市計画課 内線4013、4014

バスの経路や時刻表、運行状況などを確認することができ、とても便利です。パソコン・スマートフォンで『バスなび沖縄』を検索またはQRコードを読み取ってからご利用ください。

▲バスなび沖縄

市役所駐車場の混雑

問 財産管理課 内線2014、2017

例年2月から4月にかけて市役所を利用する人が増えるため、駐車場および周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しいただくか、できるだけ公共交通機関等をご利用いただきますようお願いします。駐車場の一覧等については、市ホームページをご覧ください。

引っ越しによる水道の使用開始・中止には手続きが必要です

問 水道部営業課 (877)8476、8460

引っ越しなどで水道の使用開始または使用中止をしたいときは、作業希望日の2、3営業日前までにご連絡ください。

受付時間　月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（電話、営業課窓口で受け付け）

受け付けの際に使用開始日または使用中止日、使用者の氏名、住所、連絡先などを確認します。基本的に立会いは必要ありません。午後4時以降の閉栓受け付けは、翌営業日に閉栓作業をすることになりますのでご了承ください。

引っ越しゴミ

問 環境保全課 内線3211

市のごみ収集は、「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」、「有害・危険ごみ」は月2回、「資源ごみ」・「粗大ごみ」は週1回の収集となっています。引っ越しなどで臨時的にごみが出る場合も、通常のごみ収集日に合わせて収集する事になりますので、計画的に出すようお願いします。

燃えるごみ・燃えないごみ
市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。袋の数が20袋を超える場合は環境保全課まで連絡をお願いします。

資源ごみ
紙類（新聞紙、雑誌、段ボール等や容器類（ビン、缶、ペットボトル等）は資源ごみです。

有害・危険ごみ
①蛍光灯②スプレー缶③乾電池④使い捨てライター⑤水銀使用製品（水銀体温計）は有害・危険ごみになります。浦添市指定袋以外の透明袋（45リットル以内）に①～⑤の種類ごとに分けて出してください。
※「有害・危険ごみ」と「燃えないごみ」の収集は別々の業者が異なる時間帯に行いますので、燃えないごみ袋に「有害・危険ごみ」は入れないでください。

粗大ごみ
粗大ごみは事前に申し込みが必要です。粗大ごみ収集日の前日（土日・祝日除く）の午後4時までに環境保全課へ申し込みください。（閉庁時除く）

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは、家電リサイクル対象品のため市では収集ができません。まずは購入先に引き取りを依頼してください。購入先が不明または廃業等で存在しない場合は、市の許可業者に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ自己搬入してください。

■家電許可業者（引取り）
①浦添市清掃事業協同組合
☎(877)2750
②丸一商会
☎(946)5265

■家電許可業者（自己搬入）
①拓南商事（株）
うるま市州崎8-2
☎(934)8010
②（株）拓琉リサイクル研究センター
沖縄市登川3513-1
☎(939)9811
③（株）拓琉金属豊崎工場
豊見城市字豊崎3-21
☎(987)4394

野外焼却の禁止

問 環境保全課 内線3211

ごみをドラム缶等に入れて焼却したり、庭や畑などで草木等を野外焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 一六条の二」により、禁止されています。また、煙などの悪臭等が洗濯物についてしまうなど、近隣の住民が迷惑を受けています。

ごみは分別して出してもらえれば、指定の日に回収します。ごみは焼却せずに、市の指定袋に入れてから出してください。

※産業廃棄物の場合は、産業廃棄物処理業者に処理してもらってください。

連絡先　産業廃棄物協会
☎(878)9360

休日窓口開設のお知らせ～3月・4月は市民課窓口が大変混み合います～

問 市民課 内線3065、3066

4月は新生活が始まる時期で、転入・転出などの住民異動の手続きのために多くの人が市役所を訪れます。そのため、3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合い、待ち時間が2、3時間になることもあります。そこで、混雑の緩和と平日来庁できない人のために休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

【休日窓口の開設】
日時　3月29日（日）、4月5日（日）
受付時間　午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
場所　市役所1階 市民課
対象となる手続き　主に住民票等の証明書の交付や住民異動届の受け付けとなります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

▲市民課休日窓口開設のお知らせ